

令和元年度第七回（十月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和元年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

1 開催日時 令和元年10月28日(月)開会 午後2時00分～閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 末永 進 8番 菅原篤博 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治

13番 増山太大 15番 澤久 進 16番 西尾正信

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人)

14番 横田親紀

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第7号 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地改良等届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議なし」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番の借人と2番の譲受人は同一人であり関連がありますので、併せて説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、1,155㎡、長田地区、御手水町の農地1筆、977㎡、計2,132㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借3年で借り入れる申請です。

2番、長田地区、御手水町の農地1筆、784㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,570㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、借人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、小栗地区、平山町の農地1筆、1,009㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,976㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番の借人と5番の譲受人は同一人であり関連がありますので、併せて説明します。

4番、小野地区、黒崎町の農地1筆、1,066㎡を耕作に便利のため、使用貸借5年で借り入れる申請です。

5番、小野地区、小野町の農地1筆、728㎡を耕作に便利のため6番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は6,848㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,580㎡を耕作に便利のため5番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は44,708㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約7分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題

は無いと思われます。

7番、小野地区、赤崎町の農地1筆1, 506㎡、小野島町の農地1筆2, 299㎡、計3, 805㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は50, 930㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、小野地区、長野町の農地19筆、10, 112.62㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は13, 878.62㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、真津山地区、真崎町の農地1筆、12㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は9, 205.22㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、本野地区湯野尾町の農地3筆、1, 549㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は12, 920.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、本野地区、富川町の農地1筆、662㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5, 120㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地まで徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番、長田地区、白浜町の農地1筆、1, 214㎡を農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は19, 297㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

13番、多良見地区、多良見町元釜の農地1筆、6, 400㎡を農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は20, 411.54㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクター軽トラック等の機械は所

有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約25分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。

14番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、870㎡を農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は23,960.16㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に52年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われまます。以上で説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番と2番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番と2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、権利を設定する農地において年間を通し、玉ねぎやトマトを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番から8番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番と5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、権利を設定する農地、交換した農地において年間を通し、ゴマやサツマイモ等を栽培される

と見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換した農地において年間を通し、水稻、麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻、山芋、ソラマメ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番から8番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番から8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番から8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受けた農地及び隣接する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、10番と11番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地
において年間を通し、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において
周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのこ
とであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のい
ずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

議 長 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地
において年間を通し、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において
周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのこ
とであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のい
ずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願
いします。

議 長 10番と11番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
議 長 ご質問がないようですので、10と11番は申請どおり許可することにご異議あ
りませんか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 ご異議がないようですので、10番と11番は、申請どおり許可することに決定
いたします。

議 長 次に、12番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地
において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協
力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
ご審議をお願いします。

議 長 12番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
議 長 ご質問がないようですので、12番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたしま
す。

議 長 次に、13番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地
において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周
辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのこと
であり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれに

- も該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 13番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、14番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 14番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 14番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、14番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、14番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、小長井町の畑2筆324㎡の農地について、駐車場及び通路用地とする追認の申請となります。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水については自然流下で道路側溝へ放流、隣接する農地はありません。申請地ですが、平成11年頃に建設済でございます、畑を無断で転用していたということで顛末書も提出済でございます。なお、本件にかかる追加の資金はございません。
 議案第3号の説明については、以上となっております。
- 議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題と
(議案第4号) いたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、福田町の田1筆113㎡の農地について、駐車場用地とする転用申請です。契約内容は贈与、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、一部砂利敷きにします。雨水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

2番、目代町の畑1筆988㎡の農地について、太陽光発電施設用地に転用し、パネル200枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借の20年、設置面積は約900㎡、売電単価は24円です。区域区分は市街化調整区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策についてですが、申請地の西側及び東側に設置しております既存の水路へ放流します。なお、この水路についての流量計算書の提出がっており、河川課担当にも確認しております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

3番、小川町の畑1筆386㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については小栗出張所からおおむね300m以内の場所にあるため、第3種農地に該当します。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に規定による開発許可申請中でございます。

4番、宗方町の畑1筆499㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に規定による開発許可申請中でございます。

5番、黒崎町の畑2筆515㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明及び残高証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に規定による開発許可申請中でございます。

6番、中央干拓の畑1筆2,175㎡に堆肥置場、農業用倉庫及びコンテナ置場とする追認の申請です。契約内容は賃貸借権の設定で、令和2年5月31日まで、区域区分はその他の区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しておりますが、農業用施設の設置のため、不許可の例外に該当しております。

雨水は自然流下で、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。なお、農業用倉庫については平成25年頃に整備し、その後にコンテナを譲り受け設置し、堆肥置場については本年5月にすでに建設済で、無断でそれらの施設を建設したということで、顛末書も提出済でございます。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

7番、西里町の田1筆94㎡について通路用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当し、既存の施設の拡張となります。申請地ですが、土留め工事により市道への土砂流出を防ぎ、雨水排水対策については道路側溝へ放流し、隣接する農地はありません。資金については通帳の写しで確認しております。

8番、白浜町の畑1筆96㎡について、隣地の宅地107㎡と合わせた計203㎡について居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は贈与。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項に規定による開発許可申請中でございます。

9番、森山町杉谷の畑2筆472㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は贈与、区域区分はその他区域、農振白地でございます。農地の立地基準については一団の農地が10ha以上広がる第1種農地に該当しておりますが、集落に接続する住宅のため、不許可の例外に該当しております。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

10番、高来町坂元の畑1筆460㎡の農地について、隣地の原野281㎡と合わせた計750㎡について太陽光発電施設用地に転用し、パネル176枚を設置する申請です。契約内容は売買、設置面積は570㎡、売電単価は18円です。区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策についてですが、申請地の西側に縦9m×横7m×深さ45cmの浸透池を設置いたします。なお、この浸透池については容量計算書及び土壌の浸透検査書の提出がっており、その数値等については河川課担当にも確認しております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。議案第4号については以上となっております。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 「なし」と言う者あり
ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり
委員 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に4番から6番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、申請書、土地利用計画図等から判断して、懸念すべき点が見られましたので今回は保留が適当ではないかと思われます。理由としまして、申請日が今月になっておりますけれども、着工は来年の1月から10月までということで工期が長いこと、また、建築工事費が安く、この価格で完成させることが可能なのかという意見がありました。申請人によれば親族に原価で建築してもらおうということで大丈夫ということをおっしゃっていますが、着工が来年1月ということもありますので、この件は建築工事費、土地造成費など工程ごとの契約書及び工程表、工期までに必ず完成させるという誓約書を提出してもらってから審議したいと思いますが、各委員のご意見を聞きたいと思ひます。
- 議 長 わかりました。まずは4番だけ審議したいと思ひます。担当地区の委員さんから今回は保留が適当でないかとの意見がありましたが、ほかの委員さんのご意見を伺いたいと思ひます。
- 委 員 地区の協議会の中で申請の内容に懸念すべき点があり、追加の資料を求め、もう一度精査した方がよいということであれば、地元の協議を一番優先すべきと思ひます。
- 議 長 ほかにご意見ございませんか。
委員 こういった申請内容は稀であるとは思ひますが、再度、このような申請があった場合は、受付時において追加の資料を求めていった方がいいかと思ひます。
- 議 長 事務局の意見を伺ひます。
事務局 工期、工事費用については口頭で確認しました。親族が住宅メーカーに勤めているということで安価でできるということでした。申請書に疑義があれば、やはり根

- 議 長 掘となる書類の提出を求め審査する流れをとった方がよいかと思ひます。
- 議 長 今回の件は来年1月に着工しますので、4番は保留することとし、請負契約書と工程表をもらい、いつまでに完成するという確約書を提出してから再度審議をするということではいかがでしょうか。ご異議がなければ挙手をお願いします。
- (出席委員全員挙手)
- 議 長 4番については、保留とします。それでは5番から説明をお願いします。
- 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思ひれます。
- 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思ひれます。ご審議のほどよろしくお祈ひします。ご審議のほどよろしくお祈ひします。
- 議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 5番については農地を転用して居宅を建築する場合は、500㎡以下ではなかったかと思ひますが、申請は515㎡となっています。
- 事 務 局 確かに500㎡を超えています、長崎県の農地転用の指針で概ね500㎡となっています。概ねとは1割程度という記載がございますので、今回の件はその範囲内に入っております。
- 議 長 一般個人住宅の場合、法面、進入路等を除く有効面積の上限の目安が500㎡となっています。ほかに質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に7番と8番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思ひれます。ご審議のほどよろしくお祈ひします。
- 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思ひれます。ご審議のほどよろしくお祈ひします。
- 議 長 7番と8番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に9番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 10番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

委 員 太陽光発電施設用地ですが、浸透池の深さは何センチですか。

事 務 局 45cmです。浸透検査書も添付されております。

委 員 浸透検査書はどこが機関が検査したのですか。

事 務 局 地元の会社です。

委 員 申請者を通じて検査機関に1時間あたり50mmの雨が降っても浸透するのか確認をしてもらいたい。

議 長 検査機関の確認をとりたいと思います。ほかにご質問等はございませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第5号)

事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、980㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,149㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

3番、飯盛地区、飯盛町久保の農地2筆、2,201㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、ガーベラ、草花の生産を主体に経営され

ています。

以上、1番～3番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありました。1番から3番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5、6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の4番から31番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号の4番から31番、議案第6号の1番から26番について説明します。

議案第5号の4番、諫早・小野地区、仲沖町、川内町の農地6筆、11,602㎡を議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の5番、小野地区、小野島町の農地18筆、30,144㎡を議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の6番、有喜地区、天神町の農地1筆、3,243㎡を、議案第6号の3番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、ニンジン、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の7番、有喜地区、天神町の農地16筆、11,706㎡を、議案第6号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の8番、長田地区、小豆崎町の農地12筆、14,147㎡、

9番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、3,138㎡の計17,285㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の10番、森山地区、森山町本村、森山町田尻、森山町杉谷の農地7

筆、7, 034㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の11番、森山地区、森山町本村の農地5筆、13, 746㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の12番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2, 945㎡、

13番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地3筆15, 629㎡、

14番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地3筆12, 636㎡、

15番、森山地区、森山町田尻の農地2筆14, 717㎡、

16番、森山地区、森山町田尻の農地2筆1, 101㎡、

17番、森山地区、森山町田尻の農地1筆7, 431㎡、の計54, 459㎡を議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の18番、森山地区、森山町本村の農地1筆、7, 405㎡、

19番、森山地区、森山町本村の農地1筆、7, 391㎡の計14, 796㎡を議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の20番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、7, 425㎡、

21番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1, 109㎡、

22番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地6筆30, 498㎡、の計39, 032㎡を議案第6号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の23番、森山地区、森山町本村の農地3筆、5, 965㎡を議案第6号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、牧草の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の24番、森山地区、森山町本村の農地1筆、4, 135㎡を議案第6号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の25番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、2, 208㎡を議案第

6号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の26番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、7,314㎡を、議案第6号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の27番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,451㎡を、議案第6号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の28番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,685㎡を、議案第6号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の29番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,844㎡を、議案第6号の17番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の30番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、3,775㎡を、議案第6号の18番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の31番、高来地区、高来町下与の農地1筆、3,144㎡を、議案第6号の19番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、きゅうり、ゴーヤの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第6号の配分計画の変更について説明します。既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、諫早地区、福田町の農地1筆1,273㎡について、議案第6号の20番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、有喜地区、早見町、天神町の農地3筆3,510㎡について、議案第6号の21番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。契約内容は、使用貸

借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町本村の農地1筆7, 292㎡について、議案第6号の22番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、大豆、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町本村の農地2筆14, 351㎡について、議案第6号の23番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業を活用に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町田尻の農地3筆19, 098㎡について、議案第6号の24番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町田尻の農地1筆7, 332㎡について、議案第6号の25番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町田尻の農地1筆6, 688㎡について、議案第6号の26番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

以上 第5号議案の4番から31番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から26番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の4番から31番、また、議案第6号の1番から26番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の4番から31番を許可し、議案第6号の1番から26番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の4番から31番を許可し、議案第6号の1番から26番を「意見なし」とすることにご決定いたします。
- 議 長 次に、議案第7号「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- (議案第7号) 事務局 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書については、毎年11月に市長へ意見書を提出することとなっています。今年は、人・農地プランの実質化という言葉キーワードとして入れています。内容は、1番で担い手への農地利用の集積・集約化の推進について、2番で耕作放棄地の発生防止と解消に関する施策の推進について、3番で新規参入等に関する施策の推進について、4番で有害鳥獣対策の継続について、記載しています。以上です。
- 議 長 農業委員、推進委員からの意見を集約したものを記載しています。概ね記載されているかと思いますが、ご意見等ありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、本案のとおり意見として提出することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、本案のとおり意見として提出することにご決定いたします。
- (報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。
- 事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。小野地区から2件、有喜地区から1件、長田地区から1件、飯盛地区から1件、合計5件の届出が出ています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。
- 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。諫早地区から1件、小野地区から1件、合計2件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件は双方合意により、小野地区の1件は贈与するためとなっております。
- 報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。
- 1番、永昌町の畑4筆、計157㎡を駐車場用地にする売買の届出です。
 2番、小川町の畑471㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 3番、久山町の畑482㎡を資材置場用地にする売買の届出です。
 4番、小船越町の畑429㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 5番、真崎町の田945㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 6番、多良見町市布の田2筆、計766㎡を住宅用地にする売買の届出です。
 7番、多良見町木床の田215㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第4号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、本野町の畑1筆509㎡について、畑地嵩上する届出です。隣接地の造成に伴い段差が生じ、畑作に支障があるため畑地嵩上げを行うものです。工事後は大根、キャベツ、馬鈴薯等を作付する計画となっております。

報告第5号「非農地通知届出書受理の件」について報告します。

1番、飯盛地区飯盛町後田の農地11筆、5,840㎡につきまして、非農地通知の届出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

報告については以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	1件。
議案第2号	農地法第3条許可	14件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。
議案第4号	農地法第5条許可	9件。
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	31件。
議案第6号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	26件。
議案第7号	農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の件	1件。

以上、審議件数は、全部で83件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

令和元年度第七回（十月）

諫早市農業委員会総会

議事録